

税務ニュース

移転価格ニュース及び視点

2010年5月17日



移転価格ニュース 2010年度における移転価格税制

中国国家税务总局(以下、「国税総局」)は、ここ数年の間、中国における租税回避防止の強化及び管理を中心とする様々な税務通達¹を發布した。本移転価格ニュースにおいては、私共のこれまでの認識及び将来の動向予測を纏める。

2008年度及び2009年度移転価格同時資料の収集

2010年初旬、全国の税務機関は2008年度移転価格同時資料(以下、「同時資料」)の提出を企業に要求し始めた。提出要求を受けた企業の選定基準及び提出期限については、各税務機関により基準が異なっている。²

- ▶ 北京、天津等の一部の税務機関は準備及び保存義務のある多くの企業に対し、2008年度同時資料の提出を要求した。
- ▶ 上海を含む一部の税務機関は準備義務のある一部分の企業に対してのみ、2008年度同時資料の提出を要求した。
- ▶ 深圳国税を含む一部の税務機関は、経営規模が大きいと考えられる企業に対し、2008年度同時資料の提出を要求した。関連者間取引同時資料の準備義務の免除要件を満たす場合にも、経営規模が大きい場合には、主管税務機関にその旨を報告する必要がある。

2008年度と比べ、2009年度はより多くの税務機関が同時資料の提出を要求する傾向があり、提出期限は2010年6月20日とされている場合が多い。

¹ 国税発[2009]2号通達、国税函[2009]37号通達、国税函[2009]72号通達、国税函[2009]106号通達、国税函[2009]134号通達、国税函[2009]188号通達、国税函[2009]363号通達

² http://www.ey.com/CN/en/Services/Tax/International-Tax/Transfer-Pricing-and-Tax-Effective-Supply-Chain-Management/Services_Tax_International-Tax_Transfer-Pricing-Tax-Alert

調査重点及び作業

移転価格税制が中国に導入されて以来、国税総局の主な目標の一つは、移転価格税制の運用につき、全国的な一貫性を確保・強化することである。

- ▶ 国税総局は、租税回避防止の税務専任担当者を増やした。さらに、2010年末には500人まで増やす計画もある。
- ▶ 国税総局は、税務専任担当者向けの集中的トレーニング・プログラムを設計した。
- ▶ 一部の地域ではある租税回避防止調査案件につき、合同審査システムが試行された。また、調査結果の全国的な一貫性を強化し、調査案件についての各地域の技術的な長所を取り入れるため、当該合同審査システムが、全国の調査案件に普及する可能性がある。例えば、ある租税回避調査案件につき国税総局が承認する前に、当該地域の各税務機関の税務専門家がレビュー・審査する。

中国移転価格税制及び実務への理解を促進するために、国税総局は、企業及び税務機関に対して、調査案件及びその他の移転価格教材を編集するなど、様々な可能な方法で、その経験を共有するとともに、移転価格の運用と管理の事例を提供する計画を立てている。

移転価格調査の範囲及び成果

公開討論会においてある国税総局担当者が示した情報によると、2009年において、国税総局は179件の新調査事案に着手し、167件を終了させ、課税所得額は160.9億元であった。そして、国家税務機関が追徴した企業所得税額は、20.9億元であった。

2008年(152件)と比較すると、2009年に終了させた事案数(167件)は若干の増加に留まったが、移転価格による課税金額は相当な増加となった。特に、2008年の820万元と比べて、2009年における事案毎の平均追徴税額は1250万元となった。なお、2009年における国税総局の租税回避防止調査事案のうち、40件は1000万元の追徴税額を超え、うち4件は1億元を超えた。国税総局が、調査件数を重視するのではなく、各事案を徹底して調査していることが分かる。

注目される産業

過去数年間において、国税総局が注目する産業はより広範囲となる傾向があり、現在、特に自動車及び自動車関連産業が注目されている。それ以外に、服飾、高速道路運営、小売り、チェーンホテル、製菓、インフラ建設関連の融資事業及び対外投資も注目されている。

注目される取引タイプ

無形資産取引及び労務費取引は、現在に引き続き今後も調査の重点となると考えられる。

五年間の追跡管理

国税函188号通達に基づき、2008年に終了、あるいは2008以降に終了する調査事案については、五年間の追跡管理が実施される。

事前確認制度及び相互協議プロセス

中国当局は企業との間での事前確認制度の締結に注目しおり、移転価格問題の解決に対する確実性を強化している。その結果として、中国当局は、すでに複数の事前確認制度の事案を合意させており、2009年においても、二国間事前確認制度7件、国内事前確認制度4件が合意された。また、相互協議についても2件が合意された。さらに、日本、韓国、アメリカ、デンマーク、シンガポール、スウェーデン及びスイスを含むいくつかの国との間で、二国間事前確認制度(32件)及び相互協議(7件)が進行中である。

個別の事案にもよるが、特に中国に所在する企業がコスト優位性及び市場プレミアムを有している場合、国税総局は利益分割法を適用するよう強調する。

進行中の事案についての透明度を増やし、相互協議の経験を共有するために、国税総局は事前確認制度の年度報告書を開示する計画があると考えられる。

今後の動向

ここ数年間の2号通達による実務経験により、2号通達を補足するため、国税総局より、新たな通達及びその他の実施指針が公布される見込みである。また、租税回避防止につき、個人所得税及び営業税などの税制との連動を図るため、その他の関連通達が公布されることも考えられる。

以上より、ここ数年間、国税局は継続的に租税回避防止に対する管理及び調査に力を入れている。企業の潜在的な移転価格リスクを軽減するために、国家税務局の最新の移転価格政策を理解されることをお勧めする。また、必要な場合には、外部の移転価格専門サービスを受けられることも検討に値する。



連絡先： 国際税務サービス - 移転価格及び税務サプライチェーン-マネージメントサービス

上海

Luis Coronado
+86 21 2228 3366

Jessica Tien
+86 21 2228 2115

Curt Kinsky
+86 21 2228 3188

Julian Hong
+86 21 2228 2726

Jonathon McCarthy
+86 21 2228 2847

Nitin Jain
+86 21 2228 2736

Travis Qiu
+86 21 2228 2941

Zhibin Yao
+86 21 2228 3429

Kana Sakaide
+86 21 2228 2289

Il-Kook Chung
+86 21 2228 2697

Christine Lee
+86 21 2228 2637

Mark Ma
+86 21 2228 4763

Janice Ng
+86 21 2228 2938

Song Yong
+86 21 2228 2809

David Dorson
+86 21 2228 2590

Jean Zhou
+86 21 2228 3553

Kevin Tang
+ 86 512 6763 3268

Jay Tang
+86 21 2228 3087

Betty Wen
+86 21 2228 2797

Nick Chen
+86 21 2228 2783

北京

Joanne Su
+86 10 5815 3380

Lynn Wang
+86 10 5815 3993

Paula Bai
+86 10 5815 3957

Yoshiro Itami
+86 10 5815 3987

Daisy Deng
+86 10 5815 2228

Kena Qu
+86 10 5815 3889

Elbert Ye
+86 10 5815 2812

香港 / 華南

Philip Anderson
+852 2629 3638

Patrick Cheung
+852 2846 9905

David Chiu
+86 755 2502 8180

David Chan
+852 2629 3228

Rio Chan
+86 20 2881 2878

Enoch Hsu
+852 2629 3131

Catherine Tse
+852 2629 3091

Kenny Wei
+852 2629 3941

Mariana Ip
+852 2629 3715

Helen Chen
+852 2629 3927

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは監査、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。クライアント、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮し、業界他社との差別化を図る一助となります。

より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com。

アーンスト・アンド・ヤングは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。

移転価格及び税務サプライチェーンマネージメント(略称、“TESCM”)について

移転価格チームは、長年にわたって蓄積した経験に基づき、移転価格及びサプライチェーンマネージメントなどの分野で国際的な観点でのサービスを提供します。また、効果的なサプライチェーンマネージメントの構築、長期的に有効な移転価格設定方針の策定についてクライアントにアドバイスをを行うことが可能です。さらに、各分野の専門知識を持つチームにより、クライアントに積極的、且つ適切に実行可能な総合的な政策をアドバイスし、税務リスクの解決、クライアントの潜在能力を発揮することをサポートします。これは、アーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

©2010アーンスト・アンド・ヤング(中国)企業諮詢有限公司 版權所有

本ニュースは、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。アーンスト・アンド・ヤング中国及び全てのグローバルメンバー・ファームは、本ニュースに含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参考にされるようお願いいたします。

www.ey.com/china